日本味と匂学会会則

第１条（名称）本会は「日本味と匂学会」(The Japanese Association for the Study of Taste and Smell : JASTS)という。

第２条（目的）本会は味と匂に関する科学の広範な研究の進展をはかることを目的とする。

第３条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術大会、学術講演会およびワークショップなどの開催。
2. 日本味と匂学会誌など出版物の刊行。
3. AChemS および ECRO など関連のある国際的機構と共同して、味および匂に関する研究の進展に寄与する国際的事業に参画する。
4. その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第４条（会員）本会は正会員、学生会員、臨時会員、臨時学生会員、法人会員および名誉会員で組織する。

1. 正会員および学生会員は、味と匂に関する研究を行っている、またはこれに関心を持つ個人で、本会の事業に参加し、学会誌（但し、論文集号を除く）などの配布を受けることができる。各会員は、別に定める年会費を納める。
2. 臨時会員および学生臨時会員は、当該年度のみの会員とする。
3. 法人会員は、本会の目的に賛同し活動を援助する団体で、別に定める特典を受けることができる。
4. 名誉会員は、特に功績のあった正会員の中から選ばれる。
5. 会員の詳細な資格は別に定める。

第５条（入会）

1. 入会を希望する個人または団体は、所定の入会申込書に記入し、定められた会費を添えて事務局へ申し込むものとする。
2. 入会は、運営委員会の承認を必要とする。

第６条（退会）

1. 会員が退会届を提出したときは会員の資格を失う。
2. 会費を理由なく 2 年以上滞納したときは、会員の資格を失う。

第７条（役員組織および役員）本会は次の役員組織および役員をおく。

1. 本会は、運営委員会をおく。運営委員会は、会長および運営委員からなる。
2. 本会は、評議員および顧問をおく。
3. 役員の選出方法および人数は、附則に定める。

第８条（会長、運営委員、評議員および顧問の職務・任期）

1. 会長は本会を代表し、運営委員会および総会を招集する。任期は 3 年とする。再任を妨げない。ただし、3 期の就任は認めない。
2. 運営委員は、本会の運営にあたる。任期は 3 年とする。再任を妨げない。ただし、3 期継続は認めない。
3. 評議員は会長の選挙権を有し、運営委員の被選挙人となる。評議員は、満 70 歳に達した年度内で任期満了とする。
4. 顧問は前会長とし、会長および事務局の業務の円滑な引き継ぎのために助言する。顧問の任期は 3 年とする。

第９条（会の運営）

1. 運営委員会は、本会の事業・運営に必要な事項を審議する。
2. 運営委員会に、庶務担当委員および会計担当委員をおく。
3. 運営委員会には、Chemical Senses 誌協議会代表、会計監査委員、国際交流委員長、学会誌編集委員長、学術広報委員長、学術会議連絡委員、本会が ISOT を主催する時の ISOT 大会会長と当該年度および次期大会会長、その他会長が必要と認める者を、出席させることができる。
4. 運営委員の 1 ／ 3 以上の要請があったときは、会長は運営委員会を招集しなければならない。
5. 会長に不測の事態が生じた場合は、庶務担当委員が運営委員会を招集することができる。
6. 本会の運営などに関する審議事項は、本会会員が参加する総会で承認を得なければならない。
7. 総会は、年 1 回開催され、会長が議長となって運営される。

第 10 条（会計年度）
本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
第 11 条（収入）
1. 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって当てる。
2. 本会の収支決算に余剰金があるときは、運営委員会の決定および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基金に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。
第 12 条（監査）
会計監査は毎年その年度の決算を監査し、運営委員会および総会に報告する。
第 13 条（会則の変更）
会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

附　　則

第１条（会費）会費は次のように定める。
1. 正会員、臨時会員：会費　6,000 円（年間）
2. 学生会員、臨時学生会員：会費　2,000 円（年間）
3. 法人会員：会費　一口　50,000 円（年間）
4. 名誉会員：会費を徴収しない。
5. 会費は新会計年度開始までに納入しなければならない。すでに納入された会費は返却しない。

第２条（学術大会）
1. 毎年 1 回開催され、大会会長がこれを運営する。
2. 大会において一般発表を行う演者は、会員でなければならない。

第３条（事務局）
1. 事務局は、本会の運営に関する事務的業務を行う。
2. 事務局の業務は、会長が統括する。
3. 事務局の設置などに関しては、運営委員会で定める。

第４条（評議員の資格および選出）
1. 評議員の資格は、(1) 正会員歴 10 年以上、(2) 大会参加回数 5 回以上、(3) 大会において実際の演者あるいは責任著者としての発表 3 回以上、(4) 運営委員会の推薦する者、のいずれかに該当する 70 歳未満の正会員とする。
2. 本会に特に貢献度が高い法人会員は、運営委員会の承認のもとに評議員を別に推薦することができる。
3. 評議員は、本条第 1 項および第 2 項の資格を有する会員が、本人の申請により、あるいは正会員による推薦を受けた後、運営委員会にて決定される。

第４条の２（選挙管理委員の選出）
1. 選挙管理委員は、会長および運営委員改選に先立ち、会長および運営委員を除く正会員の中から運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
2. 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成する。
3. 選挙管理委員会は、附則第 4 条の 3 および第 5 条にもとづいて会長および運営委員の選出に関わる業務をとりおこなう。

第４条の３（会長の選出）
1. 正会員および法人会員は、第 1 次会長候補者を推薦することができる。
2. 運営委員会は、第 1 項で推薦された第 1 次会長候補者から任期終了年度内に満 66 歳を越えない 3 名程度の第 2 次会長候補者を選出する。
3. 評議員は第 2 次候補者から 1 名の会長候補者に投票する。
4. 選挙管理委員会は、投票結果を運営委員会に報告する。運営委員会は、最多得票者を最終候補者と決定し、総会の承認をうける。得票が同数の場合には会員歴の長い者を当選とする。

第５条（運営委員の選出）
1. 運営委員会の定数は、最大 15 名とする。

2. 運営委員は、任期終了年度内に 66 歳を越えない正会員の資格を有する評議員から選出される。ただし、会長推薦による運営委員はその限りではない。
3. 運営委員会は、投票によって選ばれる各分野ごとの次期運営委員数（総数 12 名）を決定する。
4. 正会員は、運営委員被選挙人名簿から運営委員候補者を 12 名連記で投票する。
5. 選挙管理委員会は、投票結果を運営委員会に報告する。
6. 同一所属部署等から運営委員候補者が 2 名以上選出された場合は、得票数上位者 1 名のみを候補者とする。得票が同数の場合には会員歴の長い者を上位とする。
7. 運営委員候補者から辞退者があった場合は、次点者を繰り上げ当選として運営委員候補者とする。
8. 次期会長は、専門分野、地域およびジェンダーバランスなどを考慮して、最大 3 名の運営委員を推薦できる。
9. 最終候補者は運営委員会で決定され、総会で承認を受ける。

第５条の２（その他委員の選出）委員の選出方法は次のように定める。

1. 庶務担当委員：運営委員の中から庶務担当委員 1 名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
2. 会計担当委員：運営委員の中から会計担当委員 1 名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
3. 国際交流委員長および委員：国際交流委員長 1 名および委員若干名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
4. 会計監査委員：運営委員以外の評議員の中から会計監査 2 名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
5. 学術広報委員長：評議員の中から学術広報委員長 1 名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
6. 学術会議連絡委員：評議員の中から学術会議連絡委員 1 名を運営委員会の議を経て会長が委嘱する。
7. Chemical Senses 誌協議会代表：Executive Editors の中から会長が Chemical Senses 誌協議会代表 1 名を委嘱する。

第６条（学会賞など）

1. 日本味と匂学会賞
   本会の会員として味と匂の研究において、学問的に顕著な業績をあげると共に、学会発展のために、多大な功績の認められるもの（原則として 1 名）に贈る。
2. 日本味と匂学会功労賞
   味と匂の研究に関する特定の専門領域において、学問的に多大な貢献があったと認められるもの、本会の活動・運営に多大な功績が認められるものに贈る。
3. 日本味と匂学会研究奨励賞
   味と匂および関連する研究領域で顕著な業績をあげると共に、将来本学会への多大な貢献が期待される若手研究者（原則として 2 名以内）に贈る。

●応募資格：

（1）受賞年度 4 月 1 日において、通算 2 年以上の会員歴があること。
（2）味と匂および関連する研究領域に関する 3 編以上の英文原著論文を発表し、そのうち 1 編は筆頭著者であること。
（3）受賞年度内に満 46 歳未満もしくは学位取得後 15 年以内であること。
※ただし、以下の理由により研究活動の休止期間がある場合は考慮するので、休止の理由・期間を明確に記載した履歴書を応募締め切りの 3 週間前までに事務局に提出し、応募資格について問い合わせること。
・ライフイベント（産休・育休・介護休暇など）
・激甚な災害（感染症のパンデミックを含む）、不足の事態等

4. 日本味と匂学会優秀発表賞
   大会開催年度に満 46 歳を越えない正会員および学生会員による大会で本賞にふさわしいと認められた発表（若干数）に贈る。なお、過去 5 年間に優秀発表賞受賞歴のある会員が再応募する場合には、発表内容の明確な違いを演題登録時に示すこととする。
5. 日本味と匂学会賞、日本味と匂学会功労賞および日本味と匂学会研究奨励賞に関しては、運営委員会が委任した選考委員（味：4 名、匂：4 名）および会長が選考し、運営委員会で承認を受ける。
6. 日本味と匂学会賞、日本味と匂学会功労賞および日本味と匂学会研究奨励賞の選考委員の任期は 2 年とし、1 年ごとに半数ずつ交代する。

7. 日本味と匂学会優秀発表賞は、会長が委任した選考委員が選考にあたる。
8. 学会賞と功労賞の重複受賞は認めない。

第７条（学会誌の発行）

1. 学会誌

（1）本会は「日本味と匂学会誌」を年 2 回発行する。

2. 学会誌編集委員会

（1）編集委員長は評議員の中から運営委員会で選出し、総会の承認をうける。

（2）運営委員会は、編集委員長の推薦に基づき、評議員の中から副委員長 1 名と正会員の中から編集委員 8 名を選出する。

（3）編集委員長の任期は運営委員の交代する年の 1 月より 3ヵ年間とし、連続しての 3 期を認めない。

第８条（委員会など）

本会の目的を達成するために、必要があるときには委員会などを設けることができる。

第８条の２（学術広報委員会）

1. 学術広報委員会は、本会の目的を達成するために、学会ホームページ、メーリングリスト、その他ネットワークに関わる運用管理業務を行う。
2. 学術広報委員会は、学術広報委員長が推薦し運営委員会の承認を受けた若干名の委員より構成する。
3. 学術広報委員のうち少なくとも 1 名は、学会誌編集委員長が指名し、学会誌編集委員を兼ねる者とする。
4. 学会ホームページ、メーリングリスト、その他ネットワークに関わる事項に変更を行う場合は、学術広報委員会で審議した上、会長の承認を受けなければならない。
5. 学術広報委員会の業務の一部は、学術広報委員会もしくは運営委員会が委託した者に行わせることができる。

第９条（名誉会員の選出および資格など）

1. 本則第 4 条 4 項にいう功績とは本会の目的（本則第 2 条）に沿った学問的功績または事業（本則第 3 条）に関わる功績をいう。
2. 運営委員会は、正会員が推薦した、原則として 70 歳以上の正会員から名誉会員の候補者を決定し、総会の承認を受ける。
3. 名誉会員は、年会費および大会参加に関わる諸費用（大会参加費など）が免除される。

第９条の２（学生会員の資格）

学生会員は、登録の際に所属機関の指導教員からの証明を受ける。また、学生会員登録は 5 年を限度とする。ただし、新たな証明を受けた場合に再登録を認める。

第 10 条（法人会員特典）

1. 学会誌に法人会員名を記載
2. 学会ホームページに法人会員名を記載
3. 学会誌（バックナンバーを含むすべての巻）の閲覧権の付与
4. バナー掲載希望の場合はバナー広告料を半額とする

第 11 条　本会則は 1991 年 10 月 3 日より施行する。ただし 1991 年 1 月 26 日にさかのぼって適用する。

1996 年 10 月 30 日、一部改正。
1999 年 3 月 13 日、附則第 6 条改正。
1999 年 10 月 7 日、本則第 6 条、第 7 条、第 9 条、および附則第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条改正。
2000 年 10 月 5 日、本則第 4 条および附則第 1 条、第 6 条改正。
2001 年 10 月 4 日、附則第 6 条改正。
2002 年 10 月 2 日、附則第 6 条改正。
2005 年 9 月 27 日、附則第 6 条改正。
2006 年 7 月 13 日、附則第 4 条改正。
2007 年 7 月 28 日、本則第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、および附則第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条改正。
2008 年 9 月 19 日、附則第 4 条の２、第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条改正。
2009 年 9 月　4 日、本則第 4 条、第 9 条、および附則第 5 条、第 5 条の 2、第 6 条、第 7 条、第 8 条の 2 改正。

2010 年 9 月 10 日、附則第 6 条改正。
2011 年 10 月 6 日、本則第 11 条、および附則第 1 条改正。
2014 年 10 月 3 日、附則第 6 条改正。
2015 年 2 月 21 日　本則第 8 条の 3、第 9 条の 3、および附則第 5 条の 2 改正。
2015 年 9 月 25 日、本則第 4 条の 2 改正。
2017 年 9 月 26 日、本則第 8 条の 3、附則第 4 条の 3-2、第 5 条の 2 第 6 条の 4、6、7 改正。
2020 年 10 月 20 日、本則第 9 条の 3、附則第 5 条の 2、附則第 8 条の 1、2、3 改正および 4、5 追記。
2022 年 8 月 24 日、本則第 6 条附則 4・第 7 条附則 1 の改正・第 10 条附則追加・それに伴い旧第 10 条附則の第 11 条改正と追記。
2023 年 10 月 16 日、附則第 5 条の 8 および附則第 6 条の 3 の改正。
2024 年 9 月 20 日、附則第 10 条の改正。

編集規定（2024 年 1 月 1 日改訂）

1. 本規定は日本味と匂学会誌の編集規定である。
   本誌は日本における味と匂研究分野の学問の発展、関連する産業の育成、活性化に貢献し、さらに本学会の会員の資質向上、会員へのニュース、交流など、会員の共通の基盤となることなどを目的として、日本味と匂学会誌編集委員会がその編集を行う。
   本誌への投稿者、並びに執筆者は本規定に基づき執筆するものとする。

2. 本誌は、日本味と匂学会の機関誌である。レフェリー制度を備えた学会誌として定期発行される。
   1 年に 2 回の発行とする。本誌の編集はすべて編集委員会の責任のもとに行われる。

3. 本誌には総説論文、原著論文（短報論文を含む）、学会事務局からの各種案内などの欄を設ける。

4. 総説論文、原著論文（短報論文を含む）は邦文論文のみとする（本学会では Chemical Senses を欧文誌と位置付けているので、英文論文は Chemical Senses に投稿のこと）。但し、掲載の採否は、2 人以上のレフェリーの査読の結果を考慮し、編集委員会が決定する。

5. 編集委員会から執筆依頼した総説は、2 人以上の編集委員によって論文内容が本学会の趣旨に沿ったものであることを確認した後、編集委員会が掲載の可否を決定する。

6. 掲載予定の項目
   a. グラビアおよびその解説。
   b. 総説論文。
   c. 会員による原著論文（短報論文を含む） (筆頭著者あるいは責任著者が会員であること)。
   d. 技術ノート。
   e. 若手の会のページ
   f. 総会、運営委員会、各種小委員会などの報告。
   g. 学術集会印象記、海外だより、書評。
   h. 各種ニュース、学際研究連絡ニュース。
   i. 事務局からの各種案内など。
   j. 論文解説

「日本味と匂学会誌」投稿規定および執筆要領（2024 年 1 月 1 日改訂）

Ⅰ．投稿規定

1．味と匂に関する未公刊論文であること。原著、短報、総説、技術ノート等、誌に掲載されたものを重複して投稿してはならない。
2．筆頭著者あるいは責任著者は本学会の会員に限る。ただし、依頼原稿の場合はこの限りではない
3．投稿論文は、編集委員会で審査の上、掲載の可否を決定する。
4．投稿論文は、本執筆要領に準拠したものに限る。
5．原稿印刷に関し、特別に必要な費用は執筆者の負担とする。別刷りの作成は行わない。
6．本誌に掲載されたすべての論文（原著、短報、総説、技術ノート）および全ての署名入り記事の著作権は、原稿投稿時に自動的に日本味と匂学会に移譲され、学会に帰属する。本誌に掲載された著作物の転載、翻訳、ホームページでの掲載などを希望する場合は、著作物利用許可申請書を用いて日本味と匂学会誌編集委員長へ問い合わせることとする。
7．原稿等の送り先：
　　アップロード：http://jasts.com/upboard/

Ⅱ．執筆要領

1．原稿

1）原著論文および短報論文

・図、表および写真などを含め、原著は刷り上がり原則 6 ページ以内（約 14,000 字）、短報は刷り上がり原則 4 ページ以内（約 9,200 字）とする。
・原稿の 1 枚目に、日本語で標題、著者名、所属、TEL、FAX、E-mail address を書く（メールアドレスのハイパーリンク機能を削除）。次に英語で題名、著者のローマ字名（First Last）、所属、住所を書く。脚注機能やテキストボックス機能は使わない。
・原稿 2 枚目に英文アブストラクト（150 ワード以内）をシングルスペースで書く。最後に英語 Key Word を 5 語掲げる。アブストラクト中で商品名は原則として使用しない。ただし、一般名、化学名は記す。数式、化学式は使用可。図、表は使用しない。
・日本味と匂学会年次大会に発表した演題を論文として掲載希望する場合も、原著論文（短報論文を含む）として投稿すること。その際、原稿の 1 枚目の冒頭に「第 X 回大会発表演題」（X は大会数）と明記する。

2）総説論文

・図、表および写真などを含め刷り上がり原則 6 ページ以内（約 14,000 字）。
・原稿の 1 枚目に、日本語で標題、著者名、所属、TEL、FAX、E-mail address を書く（メールアドレスのハイパーリンク機能を削除）。次に英語で題名、著者のローマ字名（First Last）、所属、住所を書く。脚注機能は使わない。
・250 字程度の和文の抄録と日本語キーワードを 5 語つける。抄録中で商品名は原則として使用しない。ただし、一般名、化学名は記す。数式、化学式は使用可。図、表は使用しない。
・原稿最後に著者紹介（各著者毎に 10 行程度の略歴。略歴に年時を記載する場合は西暦を使用すること）、各著者の顔写真（縦 3 ×横 2.5cm、白黒、200dpi、pct か jpg）。

3）技術ノート

・図、表および写真などを含め、刷り上がり原則 4 ページ（約 9,200 字）以内とする。
・原稿の 1 枚目に、日本語で標題、著者名、所属、TEL、FAX、E-mail address を書く（メールアドレスのハイパーリンク機能を削除）。次に英語で題名、著者のローマ字名、所属、住所を付記する。脚注機能は使わない。
・原稿最後に著者紹介（各著者毎に 10 行程度の略歴。略歴に年時を記載する場合は西暦を使用すること）、各著者の顔写真（縦 3 ×横 2.5 cm、白黒、200 dpi、pct か jpg）。

4） グラビア

・刷り上がり 2 ページ（約 4,600 字）とし、写真は著者がレイアウトし完成するグラビア解説は 1 ページ以内。E-mail address を付記。

5）学術集会印象記、海外だより、書評

・図、表および写真などを含め、刷り上がり原則 2 ページ（約 4,600 字）以内。日本語の標題、著者名、所属、本文。FAX、E-mail address を付記。

6）学術集会案内等

・刷り上がり原則 1 ページ（約 2,300 字）以内。連絡先の FAX、E-mail address を付記。

7）論文解説

・図、表および写真などを含め、刷り上がり原則 2 ページ（約 4,600 字）以内とする。
・レイアウトは原則著者が完成させる。
・原稿最後に解説者の所属と名前をつける。

8）若手の会のページ

・内容は「若手の会」に一任する。

2．MS-Word 設定

1）原稿は、パソコン（Windows または Macintosh）の MS-Word を使って執筆する。
2）A4 版、余白は上下左右 2cm ずつ、段組横 1 段、行間は 1 行、ページ番号下中央、ハイパーリンクは削除。刷り上がり 1 頁は、24 字× 48 行の 2 段組で約 2,300 字となる。
3）**フォント設定**
12 ポイント、日本語フォント MS 明朝（“太字”“Bold”指定しない）か MS ゴシック、英数半角文字 Times New Roman（これらのフォントが指定されていることを前提に編集委員会は編集作業を行う）。Symbol は使わない。ギリシャ文字は Symbol → Times New Roman で異なる文字に変換される場合があるので注意すること（例えば「μ」が「m」になる）。ギリシャ文字の Times New Roman を表示するには、例えば MS-明朝で「マイクロ」を変換して「μ（全角）」を表示し、Times New Roman 指定すると「μ（半角）」に変換されます。機種特定文字①、㈱、☎、Ⓡなどは使わない。
4）変更箇所の履歴は削除すること。

3．原稿の文字

1）常用漢字と新仮名遣いとする。
2）術語、物質名などは日本語で書き必要に応じてその原語を（ ）で示す。
3）生物名はカナ書きの和名。初出時に、学名（イタリック）を（ ）で示す。
4）略語、略称、略記は最初に出てくる箇所で説明する。
5）数字は原則としてアラビア数字、例：1 つ、2〜3 時間、30 個、数十個、一例

4．見出しについて

原著論文は、「はじめに」あるいは「緒言」、「材料と方法」、「結果」、「考察」、「謝辞」、「文献」の順に見出しをつける。これらの見出しには番号を付けず、個々の項目内の見出しには、**「1．…（全角数字）」「 2）…（半角数字）」**のように小見出し番号をつける。（自動段落番号・箇条書き番号設定機能は使わないで下さい。）

総説は、「はじめに」あるいは「緒言」、各項の内容を表すタイトル、「まとめ」あるいは「結語」、「謝辞」、「文献」のように見出しをつける。

5．図、表、および写真について

1）図・表中のフォントが縮小されても充分判別可能なものを用いる。

2）個々の図表は 1 枚で完結した解像度 200 dpi 以上の pct か jpg ファイルとし、メタファイルやベクター画像は使用しない。
3）図中に表記されるべき事項を本文あるいはテキストボックス等で追加しない。
4）図および表は、横一段に 1 頁幅 1 枚、もしくは 1/2 頁幅 2 枚の図および表を本文に貼り付ける。
5）各図・表の下に左詰めでそれぞれの説明を本文に記入する。本文中の順に半角数字で番号を付ける（例：図 1、表 2）。

6．引用文献および文献リストについて
1）本文中の引用箇所に、引用順に半角通し番号+半角片括弧 1)、2)、3), 4)、5-7)、8, 10, 11)、……を上付き設定で記載する。
2）文末の文献リストに、自動段落番号・箇条書き番号設定機能は使わないで、一つ一つの文献に、引用順に半角数字+半角片括弧+半角スペースの通し番号を付ける。
3）文献リスト作成ソフト（EndNote など）で文献リストを作成した場合は、制御コードを必ず消去する。
4）著者名は省略せず全員を記載する。
5）日本語で書かれた引用文献は、リストも日本語で記載する。
6）学会の予稿集、研究報告書等（出版されている白書等は除く）、個人 Web サイト、等は参考文献には使えない。
7）文献が雑誌の場合、図書の場合、それぞれ下記の例に従って記述する。

文献リスト例：雑誌
1）宮島麻衣, 吉井清哲：マウス茸状乳頭味蕾細胞の巨視的構造と電位依存性電流. 味と匂誌 16, 207-215（2009）
2）吉田正昭: 化粧品の香の「情感」. 心理学評論 25,145-162（1982）
3） Yamamoto T, Yuyama N and Kawamura Y: Cortical neurons responding to tactile, thermal and taste stimulations of the rat's tongue. *Brain Res* 221, 202-206（1981）
4） Nakamura T and Gold GH: A cyclic nucleotide-gated conductance in olfactory receptor cilia. *Nature* 325,442-444（1987）

文献リスト例：書籍、Web サイト
5）柏柳 誠、栗原堅三: 嗅受容膜の性質とその分子生理. 匂いの科学（高木貞敬, 渋谷達明編）, 朝倉書店, 東京, pp. 82-90（1989）
6）Lancet D: Molecular components of olfactory reception and transduction. In Molecular Neurobiology of the Olfactory System（Margolis FL and Getchell TV eds）, Plenum Press, New York and London, pp.25-50（1988）
7）内閣府: 科学技術基本法. http://www8.cao.go.jp/cstp/cst/kihonhou/mokuji.html（参照 2011/2/11）

7．実験遵守義務の記載
動物実験、人を対象とする実験に対する遵守義務の記載について、動物実験においては動物実験指針に基づいて所定の動物実験委員会の規定に則って行われたものであること、また人を対象とする実験ではヘルシンキ宣言に則り所属機関の倫理委員会などの委員会の承認を受けたものであること（各機関における動物実験計画書等の承認番号を記載すること）、被験者にはインフォームド・コンセントを得ていること、などを論文に簡潔に記載する。必要な場合は被験者の同意書の提出を求めることがある。

8． 提出方法
原稿ファイルを https://jasts.com/academic-journal/ post-page/ にアップロードする。（新 HP の投稿ページにリンク）
アップロードするファイル名はトップに半角英文字の LastName をつける。
例：
テキスト：Sasaki.docx
図／表：SasakiFig1.jpg ／ SasakiTable2.pct （図、表および写真 1 枚毎にファイルを作成）

9．本誌の複写について
本誌に掲載された著作物の複写希望者は、（社）日本複写権センターと包括複写許諾契約を締結されている企業

の従業員以外は、図書館も、著作権者から複写権などの委託を受けている次の団体から許諾を受けること。著作物の転載・翻訳のこのような複写以外の許諾は、日本味と匂学会誌編集委員長に連絡する。

〒 107-0052 東京都港区赤坂 9-6-41 乃木坂ビル 3F 学術著作権協会
TEL：03-3475-5618 FAX：03-3475-5619

アメリカ合衆国における複写については、次に連絡すること。
Copyright Clearance Center, Inc.
222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923, USA
TEL：+ 1-978-750-8400 FAX：+ 1-978-750-4744
URL：http://www.copyright.com

編集後記

編集委員2期6年、何とか無事に終えることができてホッとしております。特に総説と書評の差配では、ご検討いただいた先生方、ご寄稿いただいた先生方に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、編集委員にご推薦いただいた元編集長の奥谷文乃先生、前編集長の横須賀誠先生、現編集長の重村憲徳先生、そして編集委員の先生方にも大変お世話になりました。どうもありがとうございました。

9月に開催された盛岡大会では、嬉しい再会がありました。故尼川大作先生の下でともに学んだバングラデシュ出身の半年先輩と、約25年ぶりに時間を共にする機会を得ました。旦那様ともども岩手大の教員で、音頭を取ってくださったのは今号の特集オーガナイザー・尾﨑まみこ先生。彩り豊かな食事とともにあっという間の2時間でした。その勢いで翌日は半年先輩と2人で大学近くのじゃじゃ麺屋さんへ。そう言えば毎日こうして話をしながらお互い励ましながら電気生理のセットに黙々と向かったな、とノスタルジーを堪能しました。くしくもつい先日、新天地で来年度から卒研生を受け入れてほしいとの依頼が届きました。盛岡での時間はきっと尼川先生からの餞ですよね。本当にお世話になりました。どうもありがとうございました。先生からいただいたご恩は次の世代に繋いでまいります。今後も見守っていただければ幸いです。

（村田芳博）

2024年1月より編集委員を務めさせていただき、あっという間の3年間でした。編集委員の先生方には、さまざまな場面で大変お世話になりました。特に編集委員長の重村憲徳先生には、多くのことを教えていただき、また折々にフォローしていただきました。心より感謝申し上げます。

紙面では主に「海外だより」を担当させていただきました。ご寄稿いただいた先生方には、この場を借りて改めてお礼申し上げます。また今回、通常の「海外だより」とは少し趣の異なる「PIマップ」について紹介する機会をいただきました。この企画を快く認めてくださった重村先生、そして取材をはじめ多大なご協力をいただいた室田総領事をはじめとする在ロサンゼルス日本国総領事館の皆様にも、心より感謝いたします。

さらに、今号の特集オーガナイザーをお引き受けくださった尾崎まみこ先生にも、厚くお礼申し上げます。ご多忙の中、企画から取りまとめまでご尽力いただき、このような素晴らしい特集に仕上げてくださいました。ご執筆いただいた皆様にも、改めて感謝申し上げます。

編集委員としての3年間を振り返ると、「海外だより」を通して、海外で研究を続けるさまざまな方々の経験や思いを日本の皆様にお届けする機会に恵まれたことを、とてもありがたく感じています。そして、自分でも意外だったのですが、誰かの声を別の誰かに届けることを、私は思っていた以上に好きなのだという発見もありました。これからは一読者として、毎号どのような記事に出会えるのか楽しみにしています。

（山中（垣）紗智子）

日本味と匂学会　法人会員名簿（50 音順・26 社）

2026 年 11 月 1 日現在

Axxam SpA
味の素株式会社
小川香料株式会社
花王株式会社
株式会社味香り戦略研究所
株式会社ＡＤＥＫＡ　食品開発研究所
株式会社香味発酵
株式会社ゼンショーホールディングス
株式会社ニチレイフーズ
株式会社ヤクルト本社
キリンホールディングス株式会社
三栄源エフ・エフ・アイ株式会社
サンスター株式会社
サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社
昭和産業株式会社
曽田香料株式会社
高砂香料工業株式会社
テーブルマーク株式会社
日清食品ホールディングス株式会社 グローバルイノベーション研究センター
日本うま味調味料協会
日本たばこ産業株式会社 たばこ中央研究所
長谷川香料株式会社
ポッカサッポロフード＆ビバレッジ株式会社
三菱商事ライフサイエンス株式会社
ヤマサ醤油株式会社
雪印メグミルク株式会社 ミルクサイエンス研究所